

【付録】財政用語集

	用語	読み	説明
あ行	一般財源	いっぽんざ いげん	使い道が限定されていない収入のことです。県税や地方交付税などが代表的なものです。 [関連用語] 特定財源
	一般会計	いっぽんか いけい	県の予算の中心となる会計で、その範囲には、行政を運営するための基本的な経費（保健、福祉、環境、建設、防災、教育・文化の振興など）が含まれます。 [関連用語] 特別会計
か行	企業会計	きぎょうか いけい	特別会計の中で、民間企業と同じように、その事業の収入で支出を賄う独立採算で事業を行う会計のことです。厳密には、地方公営企業法の全部または一部の適用を受ける公営企業の会計のことをいいます。病院事業や電気事業などが該当します。 [関連用語] 特別会計
	義務的経費	ぎむてきけ いひ	地方公共団体の経費のうち、その支出が義務付けられ任意に節減できないものをいいます。国が示す財政分析上の基準では、人件費、扶助費、公債費がこれに該当します。
	行政改革等推進債	ぎょうせい かいかくと うすいしん さい	税収の減少などにより財政状況が悪化している地方公共団体が、自主的な行政改革によって財政の健全化を図ることを条件に、行政改革の取り組みの効果により、将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において発行できる起債です。
	経常的経費	けいじょう てきけいひ	地方公共団体の支出のうち、人件費や事務経費、補助金、貸付金など、いわゆる消費的な支出に区分される経費のことです。家計で言えば、食費や衣料費、光熱水費などがこれに相当します。 [関連用語] 投資的経費
	決算	けっさん	各会計年度が終わった後で、予算が実際にどう使われたかをとりまとめたものです。 [関連用語] 予算
	県債（地方債）	けんさい （ちほうさい）	地方公共団体が、資金調達のために負担する債務であって、その返済が一般会計年度を超えて行われる長期の借入金のことです。 公共事業の建設事業や災害復旧事業など、単年度に多額の財源を要する事業については、地方債により財源を調達していますが、地方債は、単に財源不足を補うということだけではなく、家計で言えば住宅ローンを組むのと同様に、地方債の元利償還金による分割払いをすることで、世代間の負担の公平を図る役割も担っています。
	減債基金	げんさいき きん	県債の償還のために設けている基金です。特定の県債の償還に合わせて取り崩すことが予定されている分（ルール分）と、特定の県債の償還とはリンクしない分（ルール外）の概念があります。県では、ルール外の分を財政調整的な基金と位置付けています。 [関連用語] 県債（地方債）
	県税	けんぜい	税金には、国に納める「国税」と県や市町村に納める「地方税」があります。国税は、広く国民全体のために仕事をする国の財政をまかなうために国が課す税金であるのに対し、地方税は、その地域の住民に直結した仕事をする地方公共団体（県や市町村）の費用に充てるため、県や市町村が課す税金です。このうち県の税金を「県税」と呼んでいます。 （参考） 税金には、国や地方公共団体が一般的な財政支出に充てるため課税する「普通税」と、特定の財政支出に充てるため課税する「目的税」があります。「普通税」、「目的税」とも、法律に定められている「法定税」と、それ以外の「法定外税」があります。また、法律で定められた「標準税率」以上に税金を課すことを「超過課税」といいますが、本県で、平成15年度から県民参加の森づくりを進めるため、個人県民税（均等割）に500円を上乗せする形で導入した「森林環境税」は、個人県民税（均等割）の「超過課税」に当たるものです。

	用語	読み	説明
	公債費	こうさいひ	<p>県の借入金の返済に要する経費です。県債の元利償還金と年度内の資金繰りのために行う一時借入金の利子が含まれます。</p> <p>[関連用語] 県債（地方債）</p>
	国庫支出金	こっこしし ゆつきん	<p>国が地方公共団体に対して支出する負担金、補助金、委託金の総称のことです。道路や河川の整備に対する補助金、災害復旧への負担金、生活保護への負担金などがあります。</p>
さ行	災害復旧事業	さいがいふ つきゅうじ ぎょう	<p>降雨、暴風、洪水、地震、高潮その他の災害によって被害を受けた施設などを復旧する事業のことです。</p> <p>[関連用語] 普通建設事業</p>
	財政調整基金	ざいせいち ようせいき きん	<p>年度間の財源の増減などに対応するために設置している基金です。家計に例えれば銀行の預金に当たります。地方自治法の規定により、毎年度の決算の剰余金の半分は財政調整基金に積み立てることとされています。</p>
	三位一体の改革	さんみいつ たいのかい かく	<p>平成16年度から（一部については平成15年度から）平成18年度まで政府が進めてきた国と地方（都道府県や市町村）を通じた税財政の改革のことで、「国庫補助負担金の改革」、「税源移譲を含む税源配分の見直し」及び「地方交付税の改革」の3つを一体的に行い、税や財政面での地方分権を進めようとしたものです。</p> <p>（参考） こうした改革は、地方の行財政運営の自由度を高め、より創意工夫を活かした、地域の実情に沿った取り組みが可能となるだけでなく、国と地方の双方の財政事情の改善にもつながることになりますので、本来歓迎すべきものです。 しかし、結果的にその内容は、地方の自由度が高まる国庫補助負担金の改革が一部で行われましたが、全体として、国の財政事情や各省の権限確保が優先されたため、本来の改革の目的からは大きくはずれ、地方財政の硬直化や、本県のように財政力の弱い地方公共団体に財政危機を招いたものとなっています。</p> <p>[関連用語] 地方交付税、税源移譲</p>
	人件費	じんけんひ	<p>知事や県議会議員、職員等に対し勤労の対価、報酬として支払われる経費です。</p>
	税源移譲	ぜいげんい じょう	<p>国から地方への税源移譲とは、住民に新たな負担を求めることなく、国税を減らし、その相当分を地方税として増やすことで、地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を行うための財源を確保することです。</p> <p>（参考） 政府において閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に基づき、平成19年度から、所得税から個人住民税へ3兆円の税源移譲が本格実施されました。</p> <p>[関連用語] 三位一体の改革</p>
た行	単独事業	たんどくじ ぎょう	<p>地方公共団体が、国から補助を受けることなく独自の財源で実施する事業のことです。</p> <p>[関連用語] 補助事業</p>

用語	読み	説明
地方交付税	ちほうこう ふせい	<p>国税の一定割合を各地方公共団体に使い道の制限のない一般財源として交付するもので、本来地方の税収であるべきところ、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の行政水準を確保できるよう、財源を保障する観点から、国税として国が地方に代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分するものであり、地方の固有財源と位置付けられています。</p> <p>地方交付税には、基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付される普通交付税と、普通交付税では十分にカバーできない各地方公共団体の災害などの特殊事情による財政支出に応じ、地方公共団体の財政状況などを踏まえて交付される特別交付税があります。</p> <p>地方交付税の総額の94%が普通交付税で、6%が特別交付税と定められています。</p> <p>国税である所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%及び国のたばこ税の25%を財源としていますが、毎年度それだけでは大幅に地方財政全体の財源が不足していますので、臨時財政対策債などによる補てんが行われています。</p> <p>[関連用語] 臨時財政対策債</p>
地方再生対策費	ちほうさい せいたいさ くひ	<p>地方税の偏在是正による財源を活用して、地方と都市の「共生」の考えの下、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費を包括的に算定するものとして、平成20年度から基準財政需要額の新たな算定項目として設けられるものです。</p> <p>算定は市町村、特に財政状況の厳しい地域に重点を置いて行われることとされています。平成20年度は全国で約4,000億円(都道府県1,500億円、市町村2,500億円)となっており、高知県(市町村分除く。)への配分額は、40億円程度と見込まれています。</p> <p>[関連用語] 地方交付税</p>
地方消費税清算金	ちほうしょう うひせい いさんきん	<p>地方消費税は、国の消費税と同様に、国内での販売やサービスの提供などと、輸入される貨物に対して課税されますが、最終的な税負担は、最終消費者に求める税になっています。</p> <p>このため、流通段階で納められた地方消費税については最終的な消費地での収入とすべく、小売年間販売額等の消費に関連する指標により、都道府県間で清算することになっています。この仕組みの中で、都道府県間でやりとりされる清算金のことをいいます。</p>
地方譲与税	ちほうじょ うよぜい	<p>国が徴収する地方道路税等を一定の基準で地方公共団体に譲与するものです。都道府県に譲与するものとしては、地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税があります。</p>
投資的経費	とうしてき けいひ	<p>地方公共団体の支出のうち、道路や河川、学校施設の整備など、県民の財産づくりとなる支出に区分される経費のことです。家計で言えば、住宅の新築、自動車の購入などがこれに相当します。</p> <p>[関連用語] 経常的経費</p>
特定財源	とくていざ いげん	<p>使い道があらかじめ決められていて、他には使えない収入のことです。国からの補助金などが代表的なものです。</p> <p>[関連用語] 一般財源</p>
特別会計	とくべつか いけい	<p>地方公共団体の行う仕事の中には、特定の事業を行う場合や、特定の歳入をもって特定の歳出に充てるなど、その経費を一般の歳入歳出と区別する必要がある場合があります。このような経費を区分するために設けられた会計が「特別会計」です。</p> <p>[関連用語] 一般会計</p>

	用語	読み	説明
は行	扶助費	ふじょひ	生活保護や障害のある人の支援など、県民の生活を支えるための経費です。
	普通建設事業	ふつうけん せつじぎょう	道路、橋梁、学校、庁舎などの建設事業のことです。 [関連用語] 災害復旧事業
	補助事業	ほじょじぎょう	地方公共団体が国から補助を受けて行う事業のことです。 [関連用語] 単独事業
や行	予算	よさん	地方公共団体では、毎年、1年間の収入や支出がどれくらいあるのかを事前に見積もった上で、その年の計画を立てて仕事を進めます。「予算」とはこの計画のことです。 なお、国や地方公共団体では、収入のことを「歳入」と呼び、支出のことを「歳出」と呼びます。 また、毎年4月1日から次の年の3月31日までの1年間を「会計年度」と呼び、予算はこの会計年度ごとに作成されます。 [関連用語] 決算
ら行	臨時財政対策債	りんじざい せいたいさ くさい	地方財政法の特例として投資的経費以外の経費にも充てられる地方債です。国の交付税特別会計の借入金が急増し、地方が標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な額の地方交付税が確保できなくなったことから、それを補てんするものとして創設されました。 なお、この地方債の元利償還金相当額は、実際の借入の有無にかかわらず、全額地方交付税により措置されることとなっています。 [関連用語] 地方交付税

参考文献：地方財政小辞典（ぎょうせい）